

免許証の更新期限が 過ぎてしまった方

更新期限までに更新手続を行うことができず運転免許を失効させた場合には、

運転免許の失効から最長3年以内
かつ

新型コロナウイルス拡大の終息から
1か月以内
であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能です。

また、この場合、通常の再取得に必要な手数料から減額されますので、手続の際に係員へお申し出ください。